

参考資料 2 - 1

障がい者基幹相談支援センターの今後の体制について

福祉局障がい福祉課

1 相談支援体制の現状と課題

(1) 国の動向	(2) 本市の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の第6期障害福祉計画等の基本指針において相談支援体制の強化が示される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区の相談支援体制において、区基幹相談支援センターの役割が非常に大きい。
<p>主任相談支援専門員の配置</p> <p>国は、基幹相談支援センターへ配置し、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成等を行うべきとしている。 (令和元年度から大阪府において養成研修が開始された。)</p>	<p>対象者の増加及び課題の複雑・多様化、新たな業務の追加</p> <p>本市の障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者が年々増加するとともに、対象者の課題が複雑・多様化しており、現状の体制で、人材育成、包括的な相談支援体制の構築等の新たな業務に取り組むことは困難である。</p>



今後、各区の障がい者基幹相談支援センターが、国が示す役割を果たすうえでも、地域の相談に対応していくうえでも、**主任相談支援専門員等の配置及び支給決定者の増加に対応した職員の配置による体制の強化が必要。**

- 区基幹相談支援センターの新たな業務：主任相談支援専門員の業務
- ・ 相談支援従事者研修の実習受入（令和2年度から実習開始）
 - ・ 相談支援事業従事者の新規開拓
 - ・ 包括的な相談支援体制の構築（令和元年から「つながる場」が開始）
 - ・ 親元からの自立等に向けた支援（地域生活支援拠点等の機能）

2 区障がい者基幹相談支援センター等の職員体制について

現在の人員体制（長期契約：平成30年度～令和2年度）

24区：常勤24人 非常勤61人 計85人



【変更内容】

- ・ 各区の基幹相談支援センターに、主として地域づくり・人材育成を担う職員として、主任相談支援専門員（それに相当する実務経験者を含む。）を1名配置する。
- ・ 支給決定者数の増加に対応するため、個別の相談支援に対応する職員として非常勤職員を追加配置する。

令和3年度からの人員体制（長期契約：令和3年度～令和5年度）

24区：常勤48人 非常勤85人 計133人

【追加配置】

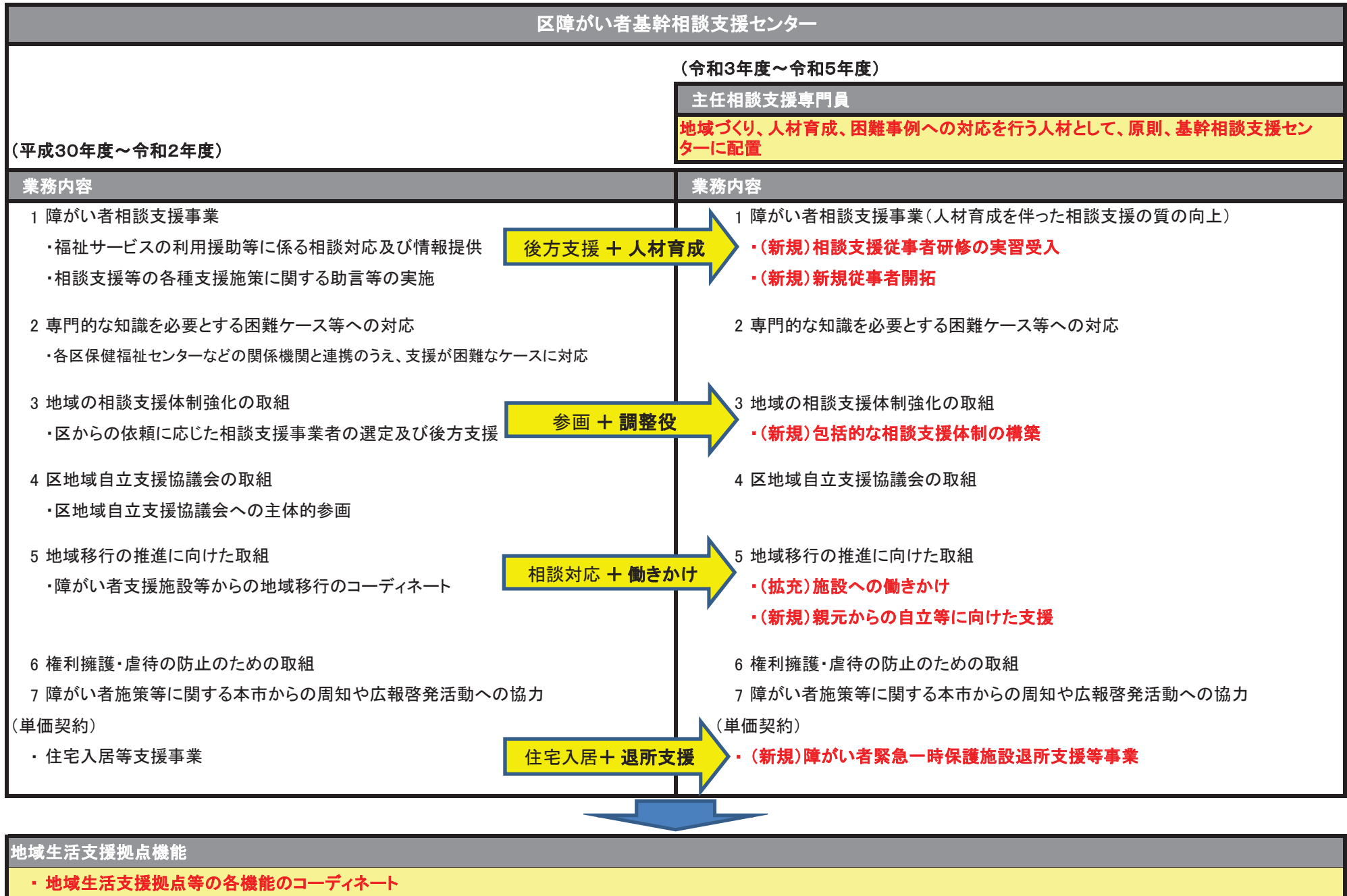
- ・ 常勤職員（主任相談支援専門員） 24名増
- ・ 非常勤職員（支給決定者増加対応） 24名増

予算額	令和2年度	令和3年度	差引増減
事業費	376,062千円	599,792千円	223,730千円

地域活動支援センター（生活支援型）：9ヶ所

【追加配置】・非常勤職員（支給決定者増加対応）9名増

■令和3年度以降の地域生活支援拠点等の整備にかかる相談機能の充実について(案)



各区障がい者基幹相談支援センターの職員配置数の比較

		H30～R2			R3～R5			増加人数			障がい福祉サービス 障がい児通所支援 支給決定者数
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
1	福島区・此花区・中央区・西区・ 大正区・天王寺区・浪速区	1	2	3	2	2	4	1	0	1	600人～1,200人
2	北区・都島区・港区・西淀川区・ 東成区・旭区・鶴見区・阿倍野区				2	3	5	1	1	2	1,200人～1,800人
3	住之江区	1	3	4	2	4	6	1	1	2	1,800人～2,400人
4	淀川区・生野区・城東区・東住吉区				2	5	7	1	2	3	2,400人～3,000人
5	東淀川区・住吉区・西成区	1	4	5	2	7	9	1	3	4	3,600人～4,200人
6	平野区				2	7	9	1	3	4	3,600人～4,200人
計		24	61	85	48	84	132	24	23	47	

※障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の支給決定者の数が概ね600人ごとに非常勤職員を1人配置することを基本とする。

区障がい者基幹相談支援センター業務（長期継続）
委託契約に係る公募型プロポーザルによる選定結果について

1 案件名称

区障がい者基幹相談支援センター業務（長期継続）

契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 選定した委託予定事業者

区域	事業者名
北区	社会福祉法人 北区さつき会
都島区	特定非営利活動法人 あるる
福島区	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
此花区	社会福祉法人 水仙福祉会
中央区	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会
西区	特定非営利活動法人 燦然会
港区	社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会
大正区	特定非営利活動法人 障害者自立生活センター・スクラム
天王寺区	NPO 法人 ムーブメント
浪速区	特定非営利活動法人 日常生活支援ネットワーク
西淀川区	社会福祉法人 水仙福祉会
淀川区	社会福祉法人 関西中央福祉会
東淀川区	特定非営利活動法人 Flat・きた
東成区	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
生野区	特定非営利活動法人 自立支援センター・エポック
旭区	特定非営利活動法人 あさひ
城東区	特定非営利活動法人 燦然会
鶴見区	社会福祉法人 日本ライトハウス
阿倍野区	特定非営利活動法人 燦然会
住之江区	特定非営利活動法人 自立生活夢宙センター
住吉区	社会福祉法人 あいえる協会
東住吉区	特定非営利活動法人 ちゅうぶ
平野区	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
西成区	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会

3 公募期間

当初公募 令和2年11月27日から令和2年12月28日（24区域）

再公募 令和3年1月14日から令和3年1月27日（港区域）

選定会議において付された主な意見

1 個人情報保護・苦情解決について

- ・複数の相談室を確保する等、相談が重複した場合でも、プライバシーが保護される環境を確保すること。
- ・利用者にも分かりやすい個人情報保護・苦情解決に関する規定やマニュアルを整備すること。

2 職員体制について

- ・専門的な支援を行える職員体制の確保に取り組むこと。
- ・速やかな主任相談支援専門員の配置に努めること。

3 業務実施について

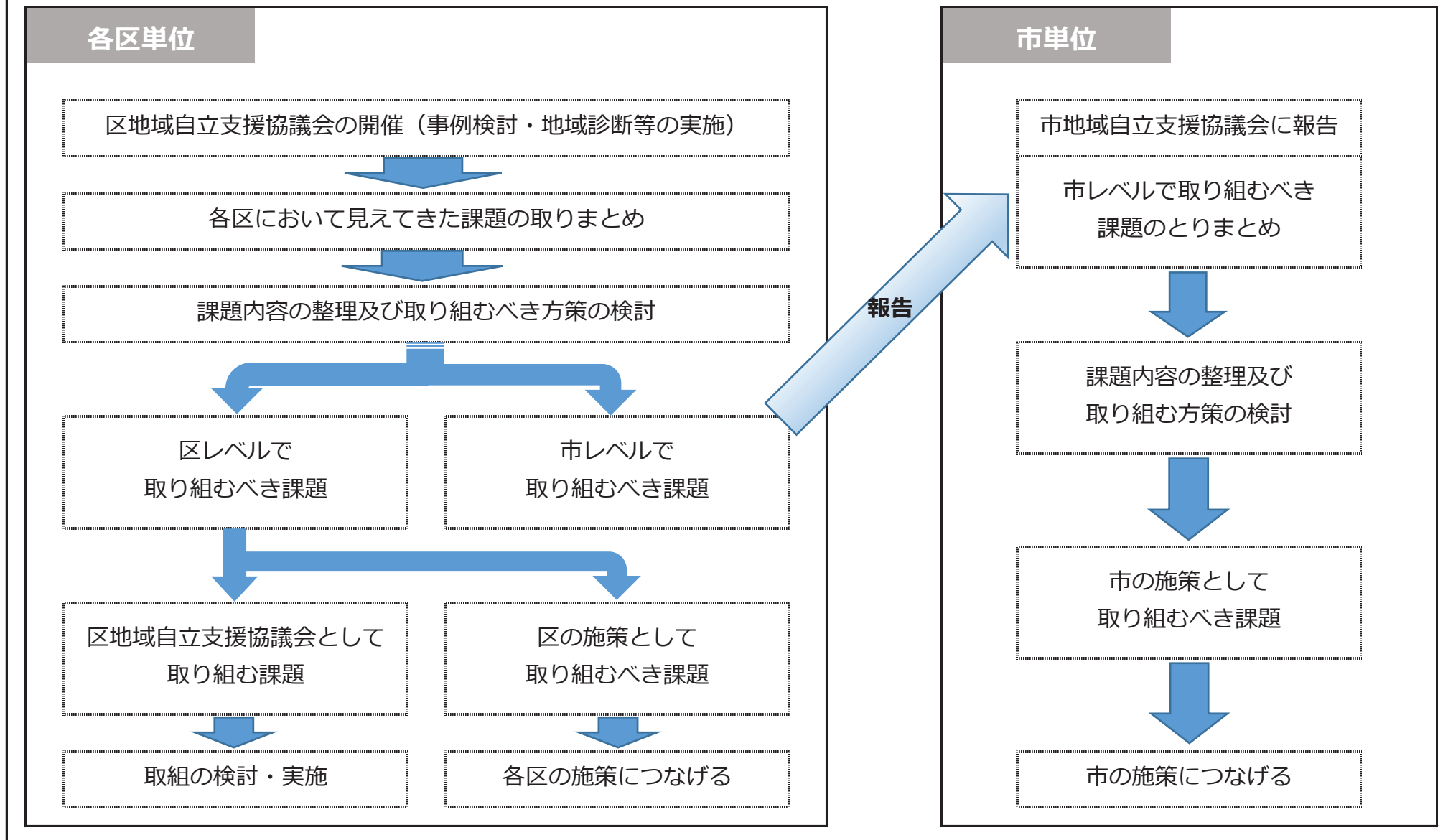
- ・客観的かつ具体的な自己評価を行った上で、業務実施計画を作成すること。
- ・地域の実情を勘案して業務実施計画を作成し、地域性を踏まえた取組を実施すること。
- ・障がい者の生活課題を把握し、それを支援する地域のネットワークの構築すること。
- ・丁寧かつ適切な支援を実施ができるよう、具体性のある事例検討を重ねること。

4 区地域自立支援協議会に関して

- ・区地域自立支援協議会が活性化するような取組を進めること。

參考資料 2 - 2

各区地域自立支援協議会から政策形成につなげる仕組み（案）



(案) 市レベルで取り組むべき課題について

() 区地域自立支援協議会

大阪市地域自立支援協議会における議論の参考としますので、各区地域自立支援協議会において検討・協議されている諸課題のうち、市レベルで取り組むべき課題であると認識しているものがある場合は記載してください。

No.	件名 (標題)	課題 (現状)	解決に向けた方策案など	市レベルで取り組むべき課題と考える理由
記載例	障がい者基幹相談支援センターの体制強化について	区内において、いわゆる「8050問題」に係る支援数が増加し、基幹相談支援センターに後方支援として多分野との検討会議参画を依頼するが、一般の相談件数も増加しており、人員不足から参加できない事例が生じている。 (依頼数 月平均●件、参加数 月平均■件)	各区の障がい者数の推移等、障がい者基幹相談支援センターの相談対象者数の実態を把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりが必要である。	障がい者基幹相談支援センターは、市の委託事業であるため、各区において適切な相談支援体制が構築できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。
1				
2				
3				